

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

株式会社ポケモン等と連携した観光誘客・周遊促進業務

2 業務の目的

本委託業務は、株式会社ポケモンが地域と連携して、その地域の魅力を国内外に発信する活動「ポケモンローカル Acts」（注1）の取組を活用して、三重県内の交通事業者等と連携し、三重県への観光誘客及び県内での周遊促進、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とする。

（注1）地域それぞれの「押しポケモン」（三重県はみえ応援ポケモン「ミジュマル」）が、各地の魅力を国内外に発信する活動（Acts）を行っている。この取組により多くの人が各地域を訪れることで、地域とポケモン、それぞれのファンが増えることを目指している。このため、この点を踏まえて業務を実施すること。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託業務の内容

「ポケモンローカル Acts」の取組を活用して、以下の業務を行うこと。

- （1）三重県内への観光誘客及び県内全29市町の周遊、公共交通機関の利用促進を目的とするスタンプラリーキャンペーンを企画・実施すること。なお、長期間の開催となることから、スタンプラリーへの参加が途中で停滞してしまうことのないよう参加意欲を掻き立てられるような工夫を加えることで、参加者が県内各市町を再び訪れたくなる、首都圏等の遠方から訪れたくなるなど、観光誘客と県内周遊の効果が持続する企画とすること。また、最終的な実施内容の決定にあたっては、三重県及び株式会社ポケモンと協議・調整の上決定するものとする。

ア 実施内容

（ア）実施期間

令和7年8月初旬から令和8年1月中旬までの約6ヶ月間とする。ただし、下記の2期間に分けて実施すること。

《1st シーズン》 令和7年8月初旬から令和7年9月末まで

《2nd シーズン》 令和7年10月初旬から令和8年1月中旬まで

（イ）実施方法

台紙にスタンプを押すスタンプラリーとする（デジタルスタンプラリーではない）。なお、スタンプ設置箇所は以下の通りとする。

《1st シーズン》

①三重県が後日指定するスポット 2箇所程度

《2nd シーズン》

②県内全 29 市町に各 1 箇所 計 29 箇所

③公共交通機関関連スポット 10 箇所程度

※上記①～③のいずれも、三重県が後日提示する条件に合った場所へ設置すること。なお、具体的なスタンプ設置場所（原則、施設等の屋内とする。）については、三重県及び関係機関と協議・調整の上決定するものとする。

※①・②に設置するスタンプについては、三重県が提供するデザインを用いること。また、③に設置するスタンプについては、各交通機関をモチーフとしたデザインを新たに作成すること。

イ 必要な用品の準備と配送・設置、維持管理等

1st シーズン・2nd シーズンそれぞれのスタンプラリー台紙を作成し、期間ごとに全てのスタンプ設置箇所へ配布すること。また、スタンプ設置箇所ごとにスタンプ本体、スタンプラリーディスプレイを制作し、それぞれの設置箇所へ配送及び設置、維持管理、撤去等すること。

※1st シーズンについては、スタンプ設置箇所が 2 箇所のみであることから、参加者が対象スタンプ 2 種類を押印して気軽に応募できるような台紙サイズ及び応募方法とすること。2nd シーズンの台紙については、規格は問わないが、上記ア（イ）②・③のスタンプを全て片面へ押印できるような設計とすること。

※全てのスタンプについて、盗難防止策を講じること。また、盗難や破損等の場合に備え、スタンプ設置箇所ごとに予備スタンプ（1 個）を常時備えておくこと。

※各スタンプ設置箇所での台紙・インクの補充やスタンプ台の管理、トラブル発生時の対応等を迅速かつ適切に行うこと。なお、夜間のスタンプの管理等、一部事務を設置箇所の施設等に委任してもよいこととするが、その場合は三重県と事前に相談の上、各施設と調整すること。

ウ キャンペーン賞品の選定・調達、抽選及び当選者への配送等

1st シーズン・2nd シーズンのそれぞれにおいてプレゼント応募企画を実施し、賞品の選定・調達、抽選参加者の募集、抽選の実施、当選者への賞品配送を行うこと。賞品については、令和 6 年度に三重県が実施した「みえのバス&鉄道スタンプラリー」キャンペーンの当選者数を超える規模とすること。また、賞品のうち 1 つ以上は、県産品及び「ミジュマル」とコラボした本キャンペーンオリジナルの新規賞品とすること。なお、具体的な賞品の内容や用意する数量については、景品表示法等を遵守し、三重県と協議の上で決定するものとする。

エ キャンペーンの告知

本キャンペーンを告知するため、三重県観光連盟が運用する「観光三重」上にランディングページ（特設サイト）を制作するとともに、三重県が保有する SNS アカウントでの投稿等による情報発信を行うこと。また、本キャンペーンの実施により公共交通機関の利用及び県内観光地の周遊を促進するための情報発信を行うこと。

※本キャンペーンの実施にあたって発生する全ての制作物のデザインは、三重県

及び株式会社ポケモンと協議・調整の上決定すること。

- (2) スタンプラリーキャンペーン実施に伴う集客イベントを下記の通り企画・実施すること。

ア スタンプラリーの実施期間中、その認知度向上と参加促進を図るため、期間内に原則月1回以上（計10回程度）企画・実施すること。開催場所については三重県と協議のうえ決定することとするが、少なくとも5回程度はスタンプ設置箇所以外の駅等において実施し、県内公共交通機関の利用促進につながるイベントとなるよう調整して企画・実施すること。

イ 本事業の認知度向上を図るため、三重県が保有するSNSアカウントのフォロワーを増やすことのできる情報発信をイベント実施ごとに行うこと。

ウ 上記(1)に記載のスタンプラリー用スタンプに加え、集客イベント専用のスタンプを1種類作成し、イベント会場へ来場した参加者が当該スタンプを獲得できる仕組みとすること。

※破損等の場合に備え、予備スタンプ（1個）を常時備えておくこと。

- (3) スタンプラリー参加者及び賞品応募者の属性データを報告すること。報告内容に関しては、事前に三重県と協議をすること。

- (4) 事業の実施結果について分析し、参加者の来県や周遊、公共交通機関の利用状況、課題やニーズ等を整理・報告すること。

5 報告書及び成果物の提出

- (1) 納品物

次のアからウについて、紙媒体（原則としてA4版・両面印刷、長辺綴、1部）及び電子データにて提出すること。

ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」

※業務の履行状況が確認できるよう写真を用いること

イ 委託業務内で作成する画像データ等（イラストレーター、JPEGなどのデータを含む）

ウ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

- (2) 納入場所

三重県観光部観光誘客推進課

- (3) 納入期限

令和8年3月13日（金）

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものと

する。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) 本委託業務は、「ポケモンローカル Acts」の取組を活用したもので、三重県と株式会社ポケモンは、連携協定の中で秘密保持契約を締結しており、外部に情報が漏洩することがないように厳しく求められているため、絶対に外部に知られることのないようにすること。又、委託業務以外の目的に使用することのないこと。どうしても業務上必要な場合は、事前に三重県に協議すること。

なお、委託期間が終了し又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (2) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、委託者の検査後に支払うものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受託者は、受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (8) 委託者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (10) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。